

○点数制度による行政処分事務処理要領の制定について

(昭和44年 9 月10日 例規第29号)

[沿革] 昭和45年 8 月例規第29号、47年 8 月第33号、49年 9 月第29号、50年12月第40号、56年12月第35号、62年 3 月第18号、平成 7 年 6 月第46号、 9 年 8 月第32号、10年 4 月第23号、 9 月第36号、12年12月第55号、19年12月第47号、21年 8 月第18号、25年 8 月第28号、26年 6 月第18号、29年 3 月第 4 号、30年 3 月第 8 号、31年 3 月第 6 号、令和 3 年 3 月第16号、 4 年10月第28号、 5 年 6 月第18号改正

別記のとおり点数制度による行政処分事務処理要領を制定し、昭和44年10月1日から施行することとしたから、次によって適切に運用されたい。

別記

点数制度による行政処分事務処理要領

目次

第 1 総則

- 1 趣旨
- 2 用語の定義
- 3 都道府県警察相互の連絡・協力
- 4 迅速かつ確実な行政処分
- 5 能率的な事務処理の推進

第 2 違反等登録票の点検

- 1 違反行為等の発見報告
- 2 警察署長等の措置
- 3 運転免許課長の措置

第 3 違反等登録

- 1 違反登録審査官の指定
- 2 違反等登録審査
- 3 違反等登録除外
- 4 違反等登録の迅速処理
- 5 違反等登録の決裁
- 6 違反等登録除外の特例
- 7 違反等登録を抹消登録する場合における措置等
- 8 違反等登録のある者による運転免許申請時等における適切な取扱いのための措置

第4 処分量定

- 1 処分量定の方法
- 2 処分量定上の留意事項
- 3 処分量定に関する事務の決裁

第5 処分決定等

- 1 意見の聴取等
- 2 処分決定の決裁
- 3 処分決定通知

第6 処分の移送等

- 1 処分移送通知書に関する事務
- 2 処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送

第7 処分の執行

- 1 関係事務の集中処理
- 2 処分書等の交付の方法
- 3 処分書等を交付する際の留意事項
- 4 処分執行通知

第8 処分執行依頼

- 1 処分執行依頼を行う場合の措置
- 2 処分執行依頼を受けた場合の措置

第9 処分登録等

- 1 処分登録
- 2 処分猶予登録
- 3 処分手配登録
- 4 処分短縮登録

第10 その他

- 1 行政処分関係書類等の保存
- 2 点数制度の広報
- 3 処分を免れている者に対する執行の確保
- 4 処分を受けた者の無免許運転の防止

第1 総則

- 1 趣旨

この要領は、運転免許の行政処分事務取扱規程（昭和47年8月奈良県公安委員会規程第2号）第14条の規定に基づき、行政処分に関する事務処理について必要な事

項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「警察署等」とは、地域課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署をいう。
- (2) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (3) 「警察官等」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官並びに駐車、停車等の違反者に対する反則告知を行う交通巡視員をいう。
- (4) 「一般違反行為」とは、自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。
- (5) 「特定違反行為」とは、令別表第2の2の上欄に掲げる行為をいう。
- (6) 「違反行為」とは、一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (7) 「人身事故等」とは、人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (8) 「違反報告書」とは、警察官等が作成した違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書その他の書類で、違反事実等を認定するためのものをいう。
- (9) 「違反等登録」とは、警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領（平成28年11月8日付け警察庁丙運発第53号、警察庁丙情管発第48号、丙通施発第10号別添。以下「運転者管理業務実施要領」という。）に定める違反登録及び事故登録をいう。
- (10) 「抹消登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める不適格事由抹消登録をいう。
- (11) 「違反等登録票」とは、警察情報管理システムによる運転者管理業務実施細則（平成28年11月30日付け警察庁丁運発第221号、丁情管発第831号、丁通施発第153号別添。以下「運転者管理業務実施細則」という。）に定める違反登録票及び事故登録票をいう。
- (12) 「処分登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分登録及び事故処分登録並びに違反外処分登録をいう。
- (13) 「処分猶予登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分猶予登録及

び事故処分猶予登録をいう。

- (14) 「処分手配登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める処分手配登録をいう。
- (15) 「処分短縮登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分短縮登録及び事故処分短縮登録並びに違反外処分短縮登録をいう。
- (16) 「行政処分関係書類」とは、違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する書類をいう。
- (17) 「免許の停止等」とは、法第90条第1項、第103条第1項若しくは第4項又は第107条の5第1項若しくは第2項による運転免許（以下「免許」という。）の保留若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (18) 「行政処分」とは、免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (19) 「行政指導」とは、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものをいう。
- (20) 「違反照会」とは、運転者管理業務実施要領に定める免許・不適格事実照会及び行政処分事実照会をいう。
- (21) 「点数通報」とは、運転者管理業務実施要領に定める新規免許登録並びに違反登録及び事故登録を行った際に、警察庁長官官房技術企画課情報処理センターから送信される通報又は回答事項をいう。
- (22) 「点数通報書」とは、点数通報を都道府県警察において印字した資料をいう。
- (23) 「処分決定」とは、行政処分事由に該当することとなった運転者に対し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、当該者に対して行政処分を行うことを決定することをいう。
- (24) 「処分書等」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第13の3若しくは別記様式第13の4の処分通知書又は別記様式第19の3の3若しくは別記様式第22の6の処分書をいう。
- (25) 「処分書等の交付」とは、処分通知書による通知又は処分書の交付をいう。
- (26) 「出頭通知」とは、処分決定に係る者に対し、処分書等の交付のために、出頭を求める通知をいう。
- (27) 「停止処分者講習」とは、法第108条の2第1項第3号に掲げる講習をいう。
- (28) 「違反者講習」とは、法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
- (29) 「処分移送通知書」とは、法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に規定する府令別記様式第19又は別記様式第22の4の処分

移送通知書をいう。

- (30) 「処分事案の移送」とは、行政処分事由発生時における運転者の住所地が、当該行政処分事由発生地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該行政処分事由発生地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分事由の移送をいう。
- (31) 「違反者講習該当事案の移送」とは、違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。
- (32) 「処分決定通知」とは、処分決定（免許の拒否又は保留に係るものを除く。）時における当該処分決定に係る者の住所地が、他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該処分決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定を行った旨の通知をいう。
- (33) 「処分執行依頼」とは、処分決定に係る者の住所地又は居所が、他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該処分決定を行った公安委員会から当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に対して行う処分書等の交付の依頼をいう。
- (34) 「処分執行通知」とは、処分決定通知に係る者に対して処分書等の交付をした場合に、処分決定通知を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分の執行を行った旨の通知をいう。

3 都道府県警察相互の連絡・協力

違反等登録、処分事案の移送、処分決定通知、処分執行依頼等の行政処分関係事務は、関係都道府県警察と緊密な連絡をとり、協力して行わなければならない。

4 迅速かつ確実な行政処分

- (1) 点数制度による行政処分は、違反等登録、処分登録及び処分短縮登録に基づいて行われるものであるから、これらの登録を迅速かつ確実に行わなければならない。
- (2) 交通の安全を確保するためには、行政処分を迅速かつ確実に執行し、運転不適格者を排除することが重要となることから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、事実に基づき可能な限り速やかに処分決定及び処分書等の交付を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、あわせて当該行政処分に係る者の危険性の早期改善を図らなければならない。

5 能率的な事務処理の推進

迅速かつ確実な行政処分のため、運転免許課長は、警察署長等との連携を図り、

効率的な行政処分関係事務の推進に努めなければならない。

第2 違反等登録票の点検

1 違反行為等の発見報告

- (1) 警察官等は、点数評価の対象となる違反行為等を認めたときは、速やかに違反報告書を作成して、警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為等が人身事故等を伴うものであり、かつ、当該人身事故等の調査になお相当の時間を要するものであるときは、事故登録に必要な事項を即報する。
- (2) 警察官等は、点数制度による行政処分が違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反報告書の記載を正確かつ明瞭に行う。
- (3) 警察官等は、違反報告書に係る人身事故等が、第3の3の違反等登録除外事由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記する。

2 警察署長等の措置

(1) 違反等登録票の作成

- ア 警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告が不相当と認めた事案以外のものについて、違反等登録票を作成する。
- イ 警察署長等は、交通関係の事務の処理に従事する所属職員の中から、違反等登録票作成責任者を指定し、違反等登録票の作成を当該者に一元的に行わせる。

(2) 違反等登録票の点検

- ア 警察署長等は、それぞれの所属の幹部（警察署にあっては、交通課の幹部）の中から違反等登録票に関する審査責任者を指定する。
- イ 審査責任者は、平素から違反報告書の適正な作成のための指導・教養を行う。
- ウ 審査責任者は、違反等登録票の記載に必要な事項が違反報告書に正確かつ明瞭に記載されているか否かを点検し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求める。
- エ 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度に関する記載内容の不備又は事実の認定の不備又は誤りがないかどうかを審査し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求める。
- オ 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が第3の3の違反等登録除外事由に該当すると認めたときは、違反報告書の所要の欄にその意見を付記する。

(3) 行政処分関係書類の送付

ア 警察署等において作成した行政処分関係書類は運転免許課に送付する。

イ 6点以上の点数が付されることがとされている人身事故等又は違反行為に係る事案の行政処分関係書類を送付するときは、違反報告書の所要の欄に処分量定上の参考意見を付記し、当該事案が他の公安委員会に移送を要するもの又は判断の困難なものであるときは、事実の証明に必要な調査書類等を添付するものとする。この場合において、(4)に定める報告期限までに行政処分関係書類を作成することができないときは追送する。

(4) 行政処分関係書類の送付要領

行政処分関係書類の送付は、次の要領によって行う。

ア 仮停止事案

(ア) 仮停止をした警察署長又は高速道路交通警察隊長は直ちに運転免許課長に対し、当該事案の事故登録に必要な事項を電話により即報するとともに、速やかに行政処分関係書類を送付する。

(イ) (ア)の即報を受理した運転免許課長は、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び運転免許証番号を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、直ちに事故登録を行う。

(ウ) (イ)の場合において、当該事案について法第103条第1項若しくは第2項又は第107条の5第1項若しくは第2項に規定する処分を行う公安委員会が他の公安委員会であるときは、運転免許課長は、直ちに当該処分に係る都道府県警察に対し、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び運転免許証番号を電話連絡する（他の都道府県警察から電話連絡を受けた場合は、運転免許課において当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取の準備を行う。）。

(エ) (ウ)の場合において、仮停止をした警察署長又は高速道路交通警察隊長は、速やかに行政処分関係書類を当該都道府県警察に送付する。

イ 三者即日処理の日に処分書の交付をする事案

法第109条第1項の規定により、運転免許証を保管した事案については、保管証の有効期間内の三者即日処理日に出頭日を定めるとともに、当該期日までに処分書を交付するための違反等登録を行う。

ウ 人身事故等に係る事案（仮停止事案を除く。）

(ア) 当該事故の取調べの際に意見の聴取の通知をした事案については、仮停止事案の例に準ずる。

(イ) (ア)以外の事案については、当該事故発生のおきから遅くとも48時間以内

に行政処分関係書類の送付手続を終了し、当該事故発生の翌日から10日以内に送達させる。

エ アからウまでに掲げる事案以外の事案

警察署等において違反報告書を受理した日の翌日（休日の場合は、その翌日）までに行政処分関係書類の送付手続を終了し、交通反則切符、交通切符又は点数切符に係る違反については、違反の翌日から5日以内に、その他の違反行為については、違反の翌日から10日以内に送達させる。

(5) 行政処分関係書類の決裁等

ア 行政処分関係書類の送付に関する事務は、審査責任者が専決できるものとする。

イ 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為等に係る事件簿等に登載した事件のうち、行政処分関係書類を作成しなかったものを当該事件簿等の余白に明記する。

ウ 警察署長等は、イの事件簿等及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録等により、行政処分関係書類の作成及び送付が適正に行われているか否かについて指導監督し、違反行為等の発見報告のあった事案の適正な処理に配慮する。

エ 警察署長等は、行政処分関係書類を送付した事案について、登録内容を変更する必要があると認めたとき又は登録を不相当とする事情があると認めたときは、速やかにその旨を運転免許課長に連絡する。

3 運転免許課長の措置

- (1) 警察署長等から送付された行政処分関係書類には、その受理した日又はその翌日（休日の場合は、その翌日）までに所要のコード記載を行う。
- (2) 運転免許課長は、所属職員の中から行政処分関係書類点検責任者を指定し、当該者が行政処分関係書類の点検及び警察署等の違反等登録票作成責任者に対する指導・教養が十分に行われるよう配慮する。

第3 違反等登録

1 違反等登録審査官の指定

運転免許課に違反等登録審査官を置き、運転免許課課長補佐（行政処分担当）をもって充てる。

2 違反等登録審査

違反等登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分関係書類に係る交通違反及び交通事故が、違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交

通事故が点数評価の対象となるものであるときは、当該交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査する。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表第1の「重い」又は「軽い」の区分について行う。

3 違反等登録除外

違反等登録審査官は、行政処分関係書類に係る事案について違反事実の不存在又は事実誤認があると認めたときなどは、当該事案を違反等登録から除外し、交通事故に係る事案について別表第2の交通事故に関する違反等登録除外事由に該当する事由があると認めたときは、当該事案を事故登録から除外する。

4 違反等登録の迅速処理

違反等登録審査は、行政処分関係書類の点検の終了を待って直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来すことがないようにしなければならない。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、再調査等を必要と認めるときは、明らかに違反等登録除外を相当と認めた場合を除き違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において、追加調査や訂正報告書等の作成を求める。

5 違反等登録の決裁

- (1) 違反等登録は、違反等登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官の審査後、直ちに登録する。
- (2) 違反等登録審査官は、(1)によって登録した事務の取扱状況を違反等登録日報（別記様式第1）により報告し、決裁を受けなければならない。
- (3) 3の違反等登録除外に関する事務については、違反等登録審査官において、当該違反等登録除外を必要と認めた理由を違反報告書の所要の欄に付記した上で、個々の事案について決裁を受ける。

6 違反等登録除外の特例

他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に違反等登録の変更又は違反等登録除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に差し戻し、発生地を管轄する都道府県警察において違反等登録の変更又は違反等登録除外が行われるよう求める。

7 違反等登録を抹消登録する場合における措置等

- (1) 行政処分等の調査と是正措置

運転免許課長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認

められる場合については、是正措置を迅速かつ確実に講ずる。

(2) 抹消登録の連絡の徹底

ア 運転免許課長は、(1)の抹消登録した場合で、当該違反等登録に係る者の住所地を管轄する都道府県警察が他の都道府県警察であるときは、当該都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話により即報する。

イ 運転免許課長は、他の都道府県警察の行政処分担当課長から抹消登録した旨の電話による即報を受けたときは、(1)の措置を講ずる。

(3) 免許を受けていない者への対応

ア 運転免許課長は、免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、当該者による運転免許申請や受験相談の機会において、当該者に対して抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、当該者の住所地を管轄するか否かを問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を当該者に対して確認するなどして調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合には、是正措置を迅速かつ確実に講ずる。

イ アの場合で、当該違反等登録に係る者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できないときは、運転免許課長は、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、調査依頼書（別記様式第2）により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼する。この場合において、運転免許課長は、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係に報告する。

ウ 調査依頼書の送付又はこれと同様の内容の調査依頼を受けた運転免許課長は、行政処分等の有無を調査するとともに、その結果、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が認められたときは、当該調査依頼をした都道府県警察の行政処分担当課長にその旨を回答する。この場合において、運転免許課長は、当該行政処分担当課長と緊密に連携し、適切な措置を講ずる。

8 違反等登録のある者による運転免許申請時等における適切な取扱いのための措置

(1) 違反等登録のある者による運転免許申請や受験相談に対する適切な取扱いがなされるよう、違反照会の確実な実施、申請者等に対する丁寧な聞き取り、照会結果と聞き取り内容が異なる場合の運転免許課（他の都道府県警察による違反等登録の場合は、当該都道府県警察の行政処分担当課）に対する確実な確認等に関し、運転免許課長は、運転免許申請等の窓口担当者等に対する指導・教養を行う。

(2) (1)の措置について、事後の問合せや紛議に適切に対応できるよう、運転免許

課長は、措置内容の記録化等に関し、運転免許申請等の窓口担当者等に対する指導・教養を行う。

第4 処分量定

1 処分量定の方法

(1) 免許の拒否及び保留

ア 新規免許の申請者に係る処分量定は、点数通報の違反歴等が当該申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算した当該者の免許の停止等の回数、累積点数、免許取消歴等に基づいて行う。この場合において、違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、点数通報の違反運転者の本籍及び住所等の異同によって識別する。

イ 併記免許の申請者に係る処分量定は、運転者管理業務実施要領に定める処分通報又は処分手配通報がある場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従い、同一の処分量定をする。

(2) 免許の取消し及び効力の停止

免許を受けた者に係る処分量定は、点数通報の処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為等に係る違反報告書に基づいて行う。

(3) 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者に係る処分量定は、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為等が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為等について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為等のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍等及び住所等によって、当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確認した後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて次の措置をとる。

ア 処分基準点数に該当する場合

(ア) 国際運転免許証等を所持する者の住所地が、奈良県内にあるときは、処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為等に係る行政処分関係書類に基づいて処分量定を行う。

(イ) 国際運転免許証等を所持する者の住所地が、他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、点数通報書の所要の欄に計算した点数を付記して、当該者の住所地を管轄する公安委員会に処分事案の移送を行う。

イ 処分基準点数に該当しない場合

当該違反行為等に係る行政処分関係書類を保存する。

2 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為等が、人身事故等を伴うものであるときは、次の点に留意して処分量定を行う。

- (1) 事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じているか否かを調べ、当該事情が生じている場合には、処分量定をする者において再度点数計算を行い、その結果に基づいて処分量定を行うこと。
- (2) 当該事故が別表第1の「軽い」の区分に該当するものである場合には、「軽い」の細目区分についてその程度を認定する。この場合において、当該事故が「小」の区分に該当するものであるときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

3 処分量定に関する事務の決裁

処分量定に関する事務の決裁は、交通事故の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は異例なものについては、個別に決裁を受ける。

第5 処分決定等

1 意見の聴取等

意見の聴取等は、法、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）等の関係規定に従い行う。

2 処分決定の決裁

- (1) 奈良県公安委員会の行政処分に係る事務は、法第114条の2第1項の規定により免許の保留及び効力の停止に関してのみ、奈良県警察本部長に委任されており、これら以外の免許の拒否及び取消し並びに自動車等の運転の禁止に関しては、奈良県公安委員会の審議を経て処分決定を行う。
- (2) 人身事故等又は違反行為の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は異例なものについては、個別に決裁を受ける。

3 処分決定通知

処分決定通知を行う場合は、処分決定通知書（別記様式第3）を送付して行う。

第6 処分の移送等

1 処分移送通知書に関する事務

- (1) 処分移送通知書の送付は、当該処分移送通知書に係る事案の事実の証明に必要な次に掲げる書類等の一部又は全部を添付して行う。

ア 交通違反の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分関係書類
- (イ) 酒酔い、酒気帯び鑑識カード又は速度測定記録の写し

(ウ) その他違反事実の証明に必要な資料

イ 交通事故の場合

(ア) 点数通報書及び行政処分関係書類

(イ) 実況見分調書の写し

(ウ) 供述調書（被疑者、被害者、参考人）の写し

(エ) 酒酔い、酒気帯び鑑識カードの写し

(オ) その他違反事実の証明に必要な資料

(2) 処分移送通知書に添付する関係書類等は、運転免許課において事前にその内容を審査し、所要の整理をしたものを送付する。

(3) 処分移送通知書の理由欄及び備考欄の記載は、府令別記様式第19については別表第3、府令別記様式第22の4については別表第4の記載例により行う。

2 処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送

(1) 処分事案の移送は、行政処分関係書類送付書（別記様式第4）により行う。

(2) 違反者講習該当事案の移送は、違反者講習関係書類送付書（別記様式第5）により行う。

(3) 1の(1)及び(2)は、処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送について準用する。

(4) 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした警察署長又は高速道路交通警察隊長において直送する。

第7 処分の執行

1 関係事務の集中処理

処分書等の交付に関する事務は、原則として運転免許課において集中的に処理して行う。ただし、次に掲げる場合は、運転免許課長からの連絡により警察署において行う。

(1) 正当な理由がないのに出頭通知に応じない者に対して処分書等を交付する場合

(2) 所在不明となるおそれのある者等に対して処分書等を交付する場合

(3) (1)又は(2)のほか、警察署において処分書等を交付すべき場合

2 処分書等の交付の方法

処分書等の交付は、次に掲げる事案の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより行う。

(1) 意見の聴取事案

意見の聴取に係る事案については、意見の聴取当日に当該処分書等を交付する。

(2) 意見の聴取を行わない事案

意見の聴取を行わない事案については、文書により奈良県公安委員会の行う講習場所に出頭を求めて当該処分書等を交付する。

(3) 他の公安委員会からの処分決定通知に係る事案

(2)に準じて行う。

3 処分書等を交付する際の留意事項

- (1) 処分書等を交付する際には、当該処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかどうかを確認すること。
- (2) 処分書等の交付は、あらかじめ、口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この場合において、告知を受けた者に対して、無免許運転の防止について、必ず指導するとともに、運転免許証の返納又は提出をさせること。
- (3) 処分書等を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項第1号及び第2号に規定する事項（以下「法定教示事項」という。）を記載した書面で教示すること。
- (4) (2)の口頭による告知の際に、当該告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置すること。

ア 過去の違反行為等の不存在を理由とする申立てである場合

- (ア) その者が免許を受けている者である場合で、申立ての内容に真実性があるときは、一時、処分書等の交付を見合わせ、人的同一性を再調査した後、処分書等を交付する。
- (イ) その者が、免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、違反照会の結果、回答された違反行為等が、生年月日、性別、氏名コード、本籍（国籍等）、住所等が一致した場合であっても、なお同名異人の違反行為等である可能性があることを考慮して、人的同一性の確認をした後、処分書等を交付する。

イ 過去に行われた違反行為等の発生日又は違反名の誤りに関する申立てである場合

申立てが、違反行為等の年月日、違反名等について具体的内容に関するものであり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為等に係る行政処分関係書類の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付する。

ウ 違反行為等の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とする申立てである場合

申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認

められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、改めて審査する。

4 処分執行通知

処分決定を行った公安委員会が行う当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会に対する処分執行通知は、処分執行通知書（別記様式第6）を送付して行う。

第8 処分執行依頼

1 処分執行依頼を行う場合の措置

- (1) 処分執行依頼を行う場合は、処分執行依頼書（別記様式第7）に、行政処分に係る者に交付する処分書等及び法定教示事項を記載した書面並びに当該処分に係る運転者管理業務実施細則に定める違反事故処分・短縮・手配等登録票又は違反外処分・短縮・手配等登録票（以下「処分短縮登録票」という。）（資料区分、処分等年月日、処分等時間、警察署等コード及び短縮処分日数以外のコード等を記載したもの）の写しを添付する。
- (2) 処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、処分決定通知書の表題を「処分決定通知書」から「処分決定通知・処分執行依頼書」と変更し、本文の「当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。」の後に、「また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。」を追加記載し、処分執行依頼書の作成を省略する。
- (3) (1)及び(2)の処分執行依頼をした場合において、処分執行依頼先の公安委員会から2の(2)に定める執行依頼処分通知書の送付を受けたときは、当該行政処分に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付する。

2 処分執行依頼を受けた場合の措置

- (1) 行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、第7の3に準じて行う。
- (2) 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納又は提出がなされた運転免許証とともに、執行依頼処分通知書（別記様式第8）に当該者の処分書等の写し等を添付して、処分執行依頼をした公安委員会に送付する。ただし、効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれるなど、当該処分執行依頼を受けた公安委員会において運転免許証を返還することが予想される場合には、協議の上、執行依頼処分通知書の末尾に「運転免許証は、当県において返還」と記載し、当該運転免許証を送付しない措置をとることができる。

第9 処分登録等

1 処分登録

処分登録は、原則として、処分書等を交付した日に行う。

2 処分猶予登録

(1) 処分猶予登録は、運転免許課長の決裁を受けた後に行う。

(2) (1)の決裁は、運転者管理業務実施細則に定める違反事故処分・短縮・手配等登録票の欄外に「処分猶予」と朱書し、その部分又は所定の決裁欄に決裁印を押印して行う。

3 処分手配登録

(1) 処分執行依頼に係る事案

処分執行依頼を行うときは、処分手配登録をした後、処分執行依頼書等を送付する。

(2) 違反者講習に係る事案

違反者講習通知を行った者で、違反者講習を受講せず所在不明と認めたものについて行う。

(3) その他の事案

その他の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者について行う。

ア 1 回目の出頭通知において所在不明と認めた者

イ 2 回目の出頭通知に応じない者

ウ その他処分手配登録を必要と認めた者

4 処分短縮登録

(1) 処分短縮登録は、原則として、処分短縮を決定した日に行う。

(2) 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行う。

(3) 停止処分者講習の受講の申出があった場合に、他の都道府県警察の管轄区域内に住所を変更した旨の申出があったときの当該処分短縮登録は、次により行う。

ア 講習の受講を申し出た者から、処分書等の提示を求めて処分の事実を確認すること。

イ 住所変更について運転免許証の記載事項の変更の手続を行わせること。

ウ 当該処分に係る都道府県警察に連絡して、処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認すること。

エ 処分の短縮を決定したときは、ウの確認により作成した処分短縮登録票に基づき、処分短縮登録を行うこと。

第10 その他

1 行政処分関係書類等の保存

行政処分関係書類等の保存は、次により行う。

- (1) 行政処分関係書類等は、処分決定年月日順に整理し、次の区分により保存すること。

ア 一般違反行為を理由として行政処分を執行した事案 8年

イ 特定違反行為を理由として行政処分を執行した事案 13年

- (2) 処分手配登録をした事案の行政処分関係書類等は、処分手配年月日順に整理し、次の区分により保存すること。ただし、ア又はイの区分に該当する事案以外の事案の行政処分関係書類等は、一時、処分決定の順に整理保管すること。

ア 一般違反行為を理由として処分決定をした事案 10年3か月

イ 特定違反行為を理由として処分決定をした事案 15年3か月

- (3) 処分猶予登録をした事案の関係書類は、処分猶予登録をした年月日順に整理し、5年間保存すること。

- (4) その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故に区分し、当該区分に応じ次の方法で整理するとともに、それぞれ13年間保存すること。

ア 交通違反 警察署等の別に当該違反の発生年月日順

イ 交通事故 発生年月日順

2 点数制度の広報

- (1) 交通取締り又は運転免許証の交付の際に点数制度に関する広報資料等を配布し、又は運転者講習会を利用するなどし、点数制度の周知に努めること。

- (2) 交通取締りの際に違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるよう、警察官等に対する指導・教養を定期的に行うこと。

なお、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点数について質問があったときは、交通事故の点数は、後日の処分書等の交付により知らされる旨を教示するものとし、警察官等において計算した点数を教示することがないようにすること。

3 処分を免れている者に対する執行の確保

処分手配該当者を発見したときは、行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について（平成7年5月例規第35号）に基づき、その執行の確保に努めること。

4 処分を受けた者の無免許運転の防止

- (1) 免許の取消し若しくは拒否又は40日以上免許の停止等を受けた者及び40日未満の免許の停止等を受けた者で停止処分者講習を受けないものについては、警察

官等による計画的な監視及び指導を行う。

- (2) 行政処分を受けた者が事業所において自動車等の運転を本務とする運転者であるときは、当該事業所等に対する指導の徹底を期すること。

別表第1（第3、第4関係）

不注意の程度の区分		認定基準
区分内容	区分略号	
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重い	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき理由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。
上欄に規定する場合以外の場合	軽い	大
		小
		大以外の場合

備考

- 1 「その他の事由」とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 「主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき」とは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等（治療期間3月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間3月以上又は後遺障害）」、「運転傷害等（治療期間30日以上）又は危険運転致傷等（治療期間30日以上）」、「運転傷害等（治療期間15日以上）又は危険運転致傷等（治療期間15日以上）」又は「運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）及び危険運転致傷等（治療期間15日未満）」については、不注意の程度の区分は「交

通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。

別表第 2（第 3 関係）

交通事故に関する違反等登録除外理由

- 1 交通事故が不可抗力によって起きたものである場合（当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。）
- 2 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合（違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること、又はその行為に出たとしても結果回避を期することは困難であったことが認められる場合をいう。）

別表第 3（第 6 関係）

理由	☐ 道路交通法第103条第 1 項 ☐ 第 5 号に該当 ☐ 第 6 号に該当 ☐ 第 7 号に該当 ☐ 第 8 号に該当 ☐ 道路交通法第103条第 2 項 ☐ 第 1 号に該当 ☐ 第 2 号に該当 ☐ 第 3 号に該当 ☐ 第 4 号に該当 ☐ 第 5 号に該当
備考	添付書類 ☐ 点数通報書 ☐ 行政処分関係書類 ☐ 実況見分調書の写し ☐ 供述調書の写し (☐ 被疑者 ☐ 被害者 ☐ 参考人) ☐ 酒酔い、酒気帯び鑑識カードの写し

	☐ 速度測定記録の写し ☐ その他違反事実の証明に必要な資料
--	---

別表第4（第6関係）

理由	☐ 道路交通法第107条の5第1項 ☐ 第1号に該当 ☐ 第2号に該当 ☐ 道路交通法第107条の5第2項 ☐ 第1号に該当 ☐ 第2号に該当 ☐ 第3号に該当 ☐ 第4号に該当
備考	添付書類 ☐ 点数通報書 ☐ 行政処分関係書類 ☐ 実況見分調書の写し ☐ 供述調書の写し （ ☐ 被疑者 ☐ 被害者 ☐ 参考人 ） ☐ 酒酔い、酒気帯び鑑識カードの写し ☐ その他違反事実の証明に必要な資料

別記様式第1（第3関係）

違反等登録日報						
年 月 日						
違反等登録審査官 印						
審査事項	登 録 件 数		登 録 除 外			再 調 査 命 下
	点数合格	内容訂正	事実誤認	除外事由	そ の 他	
違反登録						
事故登録						
(備考)						

別記様式第2(第3関係)

第 号
年 月 日

各都道府県警察本部
行政処分担当課長 殿

奈良県警察本部交通部
運 転 免 許 課 長

抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書

下記の者は、運転免許を受けておらず、かつ、所在不明等であるが、同人に係る違反等登録を抹消登録したことから、当該違反等登録から抹消登録までの間の同人による運転免許申請や受験相談の機会において、抹消登録前の違反等登録に基づく行政処分又は行政指導を貴都道府県警察で行った事実の有無について調査していただき、当該事実が認められたときは、下記担当者宛てに電話で回答願います。

記

氏名(ふりがな)	()
統一氏名	
生年月日(※)	年 月 日生 (歳)
性別(※)	男 ・ 女
住 所	
抹消種別(※)	訂正抹消 ・ 完全抹消
違反等登録日 (事案名)	年 月 日 ()
抹消登録日 (事案名)	年 月 日 ()
その他調査をする 上で必要と認めら れる事項	

※ 選択項目については、該当する項目に○を付すこと。

担当者：係名
氏名
警察電話

別記様式第3(第5関係)

				第	号	
				年	月	日
公安委員会 殿						
				奈良県公安委員会 印		
処 分 決 定 通 知 書						
当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。						
記						
住 所						
氏 名						
運 転 免 許 の 種 類						
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類						
処 分 決 定 日		年 月 日				
処 分 理 由	違反行為の発生日	違反行為の種別等			点 数	
過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無	回	累 積 点 数		点	
過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無					
処分内容						
備考						

別記様式第4(第6関係)

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

奈良県公安委員会 

行政処分関係書類送付書

住 所
氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

別記様式第5(第6関係)

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

奈良県公安委員会 

違反者講習関係書類送付書

住 所
氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において違反者講習を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

別記様式第6(第7、第8関係)

				第	号	
				年	月	日
公安委員会 殿						
				奈良県公安委員会 印		
処 分 執 行 通 知 書						
当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を執行したので通知する。						
記						
住 所						
氏 名						
運 転 免 許 の 種 類						
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類						
処 分 執 行 日		年 月 日				
処 分 理 由	違反行為の発生年月日	違反行為の種別等			点 数	
過去3年以内における前歴の有無及び回数	有	回	累 積 点 数		点	
	無					
	過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無				
処 分 内 容						
備 考						

別記様式第7(第8、第9関係)

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

奈良県公安委員会 印

処 分 執 行 依 頼 書

住 所(居 所)
氏 名

上記の者は、当公安委員会において処分決定を行った者であるが、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する(居住している)者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。

別記様式第8(第8関係)

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

奈良県公安委員会 

執行依頼処分通知書

住 所(居 所)
氏 名

処分執行依頼書(年 月 日付け 発第 号)により、貴公安委員会から行政
処分執行依頼を受けた上記の者に対し、行政処分を執行したので通知する。